

地域用水機能増進事業（継続）

【513（686）百万円】

対策のポイント

地域用水機能を維持保全するための諸活動や組織を支援すること等、農業水利資産の維持・保全をめぐる地域社会における新たな支援体制を確立します。

（地域用水機能とは）

かんがい用水である農業用水が有する生活用水機能、防火用水機能、景観保全機能、消流雪用水機能等をいいます。

政策目標

農業水利施設の円滑な維持管理に係る地域の支援体制を確立し、施設の適切な機能確保と活用を図る

< 内容 >

地域用水機能を支える組織とその活動の支援及びそれを補完する施設等の改修整備を実施（原則として8年間）します。

具体的には、以下の取組を行います。

地域用水機能増進計画の作成

地域用水対策協議会の運営、地域用水機能情報整備、関係機関との連絡調整会議、事業推進活動などの地域用水機能増進支援活動

地域用水機能の増進のための配水操作などの地域用水機能増進活動

から までを補完するための施設等の改修整備（チェックゲートの設置、農業用排水路の改修、その他地域用水機能の増進に資する施設等の整備）

< 事業実施主体等 >

1. 事業実施主体 市町村、土地改良区（ただし、 にあっては都道府県を含む）
2. 補助率 50%
3. 事業実施期間 平成10年度～

[担当課：農村振興局整備部水利整備課（03 - 3501 - 3745（直））]